広島県呉市
報道発表資料
令和8年9月25日
都市部交通政策課(近藤・中本・小林)
☎0823-25-3238, 3239

生活バス(安浦地区生活バス)における物損事故の発生について

令和８年９月４日（金）に標記の事故が発生しました。本件は，生活バスが対向車との離合のため，路肩に幅寄せして停車した後，再発進する際に，運転手の確認不足により，サイドミラーが家屋に接触したものです。

事故発生直後に，運転手から家屋の所有者（以下「相手方」という。）へ謝罪するとともに，当日中に運行事業者の役員も相手方を訪問して謝罪を行いました。

なお，家屋に大きな破損はなく，修理については，「対応不要」とのことで相手方の了承を得ています。

１　事故の概要

(1) 発生日時

令和８年９月４日（金）１１：４５頃

(2) 発生場所

上奥条バス停付近（安浦町安登西９丁目）

(3) 発生状況

安浦地区生活バスが，事故発生場所付近の狭隘な道路を走行中に対向車と離合するため，車両左側の路肩に幅寄せして停車した後，発車しようとしたところ，車両左側のサイドミラーが家屋の軒先に接触したものです。

(4) 事故の原因

運行事業者からは，運転手の確認不足によるものと報告を受けています。

(5) 被害状況等

ア　家屋

家屋の軒先に接触しましたが，大きな破損はありませんでした。

イ　乗客及び運転手

事故発生当時は乗客２名が乗車していましたが，接触による衝撃はなく，乗客及び運転手に怪我はありませんでした。

ウ　車両

車両左側のサイドミラーが破損しており，修理対応中です。

(6) その他

本件については，運行事業者から警察に届け出ており，物損事故として処理されています。

２　再発防止対策

(1) 運行事業者

運行経路及び運行車両の特性に合わせた運転，特に，狭隘な道路が続き，対向車との離合が多い箇所における細心の注意を払った運転を各乗務員へ指導しています。

(2) 呉市

市内で運行している各生活バス路線には，本件事故発生場所のように，道路が狭く，離合に注意を要する箇所が多くあることから，各運行事業者に対し，運転手への注意喚起を促す通知を発出します。